

居住者が安心して住み続けられる都市再生機構の賃貸住宅の実現に関する要望

我が国の高齢化が急速に進展する中、都市再生機構の賃貸住宅は高齢者等の住宅セーフティネットとしての果たすべき役割が大きくなっている。平成二十五年十二月二十四日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」は、その役割を持続的に果たしていくためにも同機構の経営改善を図ることを求めているものである。

一方、同閣議決定に基づき平成二十七年度中に同機構が行うこととされている家賃改定ルールの見直しについては、家賃の改定により年金生活の方たちが住み続けられなくなるのではないかとの不安の声があがっている。

高齢者をはじめとして同機構の賃貸住宅にお住まいの方が安心して住み続けられるよう、次の点について特段の措置を講じていただくよう要望する。

一 家賃改定ルールの見直しにあたっては、お住まいの方を改革の名の下で追い出すことにならないようにすること。特に、年金生活者など所得が低く居住の安定を図る必要がある方は十分な配慮を行い、現在の特別措置を維持すること。

二 家賃改定による増収分を含む家賃収入は、都市再生機構の賃貸住宅団地の居住環境の向上など賃貸住宅事業に充当すること。

三 都市再生機構の賃貸住宅団地の良好な居住環境を活かしつつ、中層階段室型住棟へのエレベーターの設置などバリアフリー化を着実に推進すること。また、既存の住宅を活用して、高齢者や子育て世帯が安心して住み続けられる住宅の供給の拡大を図ること。

四 都市再生機構の賃貸住宅団地が地域の貴重な財産であるとの認識のもと、団地の居住者だけでなく、地域住民の安心の確保のため、地域の医療福祉拠点化に積極的に取り組むこと。

平成二十七年十二月一七日

公明党国土交通部長 樋口 尚也

国土交通大臣 石井啓一 殿